

一般競争入札公告

大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置に係る行政財産（建物）の貸付について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

大津市長 佐藤 健司

1 競争入札に付する事項

大津市役所庁舎広告付き案内板等を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

貸付物件名	大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付		
施設の名称	大津市役所庁舎		
用途	大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置・運営に限る。		
物件番号	①	②	③
所在地	大津市御陵町72番5	大津市御陵町72番11	大津市御陵町72番11
設置場所	本館1階 案内受付横	新館1階 北側入口風除室壁面	別館1階 北側入口壁面
貸付箇所	設置場所に同じ	設置場所に同じ	設置場所に同じ
貸付床面積	①0.375 m ² (W1500mm×D250mm) ②0.850 m ² (W3400mm×D250mm)	1.0 m ² (W5000mm×D200mm)	1.0 m ² (W5000mm×D200mm)
外形寸法 (※)	①H2000mm×W1500mm× D250mm 以内 ②H2000mm×W3400mm× D250mm 以内	H2000mm×W5000mm× D200mm 以内	H2000mm×W5000mm× D200mm 以内
最低貸付料 (5年間)	金84,310円		
貸付期間	令和8年8月1日から令和13年7月31日まで		

※ 電気メーター等は貸付床面積内に収まるように設置してください。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和8年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(8) 直近2年間において国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体の施設で、自ら広告付き案内板等を設置した実績を2件以上有していること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間

ア 持参による申請の場合 令和8年5月7日（木）から同年5月26日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 郵送による申請の場合 令和8年5月7日（木）から同年5月26日（火）まで

(2) 受付場所 大津市御陵町3番1号 大津市総務部管財課（市役所別館2階）

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、第1号イの受付期間内に、次号の送付先に到達するよう郵送しなければならない。

(4) 郵送先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号
大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課宛て

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市総務部管財課（市役所別館2階）

5 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法により行う。

6 競争入札の日時及び場所

(1) 入札書の到達期限 令和8年6月11日（木）

- (2) 入札（開札）日時 令和8年6月12日（金）午後2時
- (3) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館2階321会議室
- (4) 入札書の送付先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号
大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課宛て
- (5) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

7 入札保証金に関する事項
規則第5条による。

8 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (4) 持参、宅配便等で管財課に直接提出された入札
- (5) 第6項第1号で指定する到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
- (6) 大津市役所内郵便局において管財課宛て局留分として引渡しが行なわれなかった入札
- (7) 入札書が同封されていない入札
- (8) 1枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
- (9) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
- (10) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (11) 入札書に件名のない又は件名に間違いのある入札

9 その他必要な事項

- (1) 詳細は、実施要領、仕様書等による。
- (2) この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付期間の更新は行わない。
- (3) 落札物件の利用に当たっては、関係する法令等を遵守すること。